次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。		平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。	
物	施設	物	施設
一　表の農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理した偶蹄類の動物の肉及び臓器（消化管、子宮及び膀胱を除く。）並びに偶蹄類の肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一～二十三　（略） 二十四　CPF NH FOODS COMPANY LIMITEDの登録番号第百五十九号の施設（タイ・チャチューンサオ県ムアン郡所在） 二十五～三十二　（略） （削る。） 三十三～百四十六　（略） 百四十七　メケニ・フード株式会社の登録番号第LTO―三〇〇〇一四〇八九八五八の施設（フィリピン・パンパンガ州ポラック所在） 百四十八～百五十三　（略）	一　表の農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理した偶蹄類の動物の肉及び臓器（消化管、子宮及び膀胱を除く。）並びに偶蹄類の肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一～二十三　（略） 二十四　シーピーエフフードアンドビバレッジ株式会社の登録番号第百五十九号の施設（タイ・チャチューンサオ県ムアン郡所在） 二十五～三十二　（略） 三十三　高雄空厨股份有限公司二廠の登録番号第六四―〇〇五一九二―〇八号の施設（台湾・高雄市小港區中山四路二之六号所在） 三十四　嘉一香食品股份有限公司の登録番号第九九―六六五五〇三―〇三号の施設（台湾・屏東県崁頂郷崁頂村所在） 三十五～百四十八　（略） 百四十九　メケニ・フード株式会社の登録番号第LTO―三〇〇〇〇六六二八〇四五の施設（フィリピン・パンパンガ州ポラック所在） 百五十～百五十五　（略）
二　表の農林水産大臣が定める基準に従って熟成処理した牛の肉	一　（略） 二　カラスコ会社の登録番号第三号の施設（ウルグアイ・カネローネス県パソ・カラスコ所在） 三　（略） 四　カネローネス会社の登録番号第八号の施設（ウルグアイ・カネローネス県カネローネス所在） 五～九　（略） 十　Frigorífico Las Moras（Chiadel S.A.）の登録番号第百四号の施設（ウルグアイ・カネローネス県カネローネス所在） 十一～十四　（略） 十五　ニレア会社サン・ハシント工場の登録番号第三百四十四号の施設（ウルグアイ・カネローネス県サン・ハシント所在）	二　表の農林水産大臣が定める基準に従って熟成処理した牛の肉	一　（略） 二　カラスコ会社の登録番号第三号の施設（ウルグアイ・カネロ―ネス県パソ・カラスコ所在） 三　（略） 四　カネロ―ネス会社の登録番号第八号の施設（ウルグアイ・カネロ―ネス県カネロ―ネス所在） 五～九　（略） （新設） 十～十三　（略） 十四　ニレア会社サン・ハシント工場の登録番号第三百四十四号の施設（ウルグアイ・カネロ―ネス県サン・ハシント所在）